

四條畷市交野市清掃施設組合自動販売機の設置事業者募集要項

令和8年10月21日

四條畷市交野市清掃施設組合が所管する清涼飲料水自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加する方は、以下の各事項をご承知の上、申し込みください。

1. 公募物件

（1）清涼飲料水自動販売機物件番号

物件番号1

所在地：大阪府交野市大字私市3029番地1

設置場所：四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟入口（屋外）

台数：1

外形寸法：幅1.2m程度×奥行1.0m程度

使用許可：面積1.2㎡以下

最低価格：14,200円／年

物件番号2

所在地：大阪府交野市大字私市3029番地1

設置場所：四條畷市交野市清掃施設組合 便所棟裏（屋外）

台数：1

外形寸法：幅1.0m程度×奥行1.0m程度

使用許可：面積1.0㎡以下

最低価格：12,000円／年

※ 自動販売機の仕様は次のとおりとします。

- ① 設置場所は、別図参照
- ② 省エネルギー対応（電力需要が高い日中の時間帯に冷却機能停止等により電力消費のピークを抑制）
- ③ 調光機能付（夜間に照明不要、タイマー機能またはセンサー機能）
- ④ 災害対応型（災害時、停電の場合でも商品を提供できるもの）
- ⑤ ユニバーサルデザイン機器（硬貨投入口が広く投入しやすい等）
- ⑥ 外装は、多色使いや単色であっても派手な外装は不適とする。
- ⑦ 給排水処理が不要な機器
- ⑧ 電力使用量計測用子メーターの設置（計量法に基づく検査に合格した有効期限内のものに限る。）

※ 自販機に必要な電気コンセント位置からの引込み、雨水対策、設置及び商品補充やメンテナンス

時の扉開閉、又は通行等に支障が生じる場合も考えられますので、事前に施設に連絡のうえ、応募前に設置場所を確認してください。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人（民法に定める一定の場合は除く。）

ウ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）

エ 破産者で復権を得ない者

オ 四條畷市又は交野市の指名停止措置を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。

ア 四條畷市交野市清掃施設組合との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 四條畷市交野市清掃施設組合が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が四條畷市交野市清掃施設組合と契約を締結すること又は四條畷市交野市清掃施設組合との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第234条の2第1項の規定により四條畷市交野市清掃施設組合が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて四條畷市交野市清掃施設組合との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

3. 自動販売機の設置の許可条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和9年2月1日から令和10年1月31日の1年間とします。ただし、

公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと四條畷市交野市清掃施設組合が判断する場合は、当初四條畷市交野市清掃施設組合が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から３年以内までを限度に、引き続き使用を許可します。

③ 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が、提示した応募価格をもって年額使用料とします。使用料は、四條畷市交野市清掃施設組合の発行する請求書により、指定する期限までに全額納入してください。

④ 電気代

自動販売機の電気料金についても設置事業者の負担とし、物件に設置した子メーターの指示値により計測した電気使用量に四條畷市交野市清掃施設組合が電気事業者等と契約している電気料金単価を乗じて積算した額とします。四條畷市交野市清掃施設組合の発行する請求書により、指定する期限までに納入してください。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

⑥ 必須条件

自動販売機は、物件番号の設置位置図に示した場所に、公募物件に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

⑦ 使用許可期間満了に伴う設置辞退

自動販売機の使用許可期間の継続申請を行わない場合は、使用許可期間満了日の３か月前までに申告をしてください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守すること。
- ② 行政財産使用料等の費用は、四條畷市交野市清掃施設組合が指定する期限までに確実に納付すること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売機および販売品の搬入・搬出時間については、四條畷市交野市清掃施設組合の指示に従うこと。また、搬入後の廃棄物については、設置事業者が引き取ること。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。ま

た、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（４）使用許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取消により使用者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ① 許可物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ② 上記３．の使用許可に係る条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

（５）原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を四條畷市交野市清掃施設組合に請求することができません。

（６）損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、本組合又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければなりません。

４．応募申込手続き

（１）申込受付期間

令和８年１０月２１日（水）～令和８年１１月４日（水）
午前９時～午後５時（ただし、土、日及び祝日を除きます。）

（２）申込受付場所

交野市大字私市３０２９番地１
四條畷市交野市清掃施設組合 総務課

（３）申込に必要な書類（各１部）

- ① 応募申込書（所定様式）四條畷市交野市清掃施設組合ホームページよりダウンロードしてください。
- ② 誓約書（所定様式）四條畷市交野市清掃施設組合ホームページよりダウンロードしてください。

③ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(A 4 サイズの白色普通紙に黒色インクで印刷してください。)

(4) 申込手続にかかる諸注意

申込は、受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参し、提出してください。郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。なお、提出された書類等は一切返却しません。

5. 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のみ設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、本組合が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、くじによる選定は、令和8年11月9日(月)を予定しています。
- (3) 設置事業者の決定は、令和8年11月16日(月)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知します。

6. 使用許可申請の手続き

- (1) 設置事業者に決定した者は、令和8年11月27日(金)までに、次の行政財産使用申請書を提出してください。
- (2) 《行政財産使用許可申請提出書類》※提出部数は各1通
 - ①行政財産使用申請書(指定様式)
 - ②設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
 - ③証明書類(発行日から3か月以内のもの)

〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書

〈個人の場合〉・・・印鑑証明書(市町村発行)、身分証明書(本籍地の市町村発行)

7. 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

8. その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

問い合わせ先

交野市大字私市3029番地1

四條畷市交野市清掃施設組合 総務課

担 当：福永

電 話：0 7 2－8 9 3－9 9 5 5

F A X：0 7 2－8 9 3－9 9 6 6

応募申込書（清涼飲料水自動販売機）

四條畷市交野市清掃施設組合 管理者 あて

住所（所在地）〒 —

氏名又は名称

代表者氏名 印

電話番号

F A X 番号

四條畷市交野市清掃施設組合所管の清涼飲料水自動販売機の設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1. 設置希望場所及び提案使用料物件番号

物件番号	設置場所	応募価格（提案使用料）								
1	管理棟入口							0	0	円
2	便所棟裏							0	0	円

※1. 応募価格は、四條畷市交野市清掃施設組合が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

2. 応募価格は、年額として、百円単位で記入してください。

3. 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に¥をいれてください。

4. 添付書類

①誓約書（本組合所定様式）

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓約書

私は、四條畷市交野市清掃施設組合所管の自動販売機の設置事業者の募集の申込に当たり、次の事項を誓約します。

1. 応募申込書の提出に際し、四條畷市交野市清掃施設組合所管自動販売機の設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
2. 四條畷市交野市清掃施設組合所管自動販売機の設置事業者募集要項の「2. 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

令和 年 月 日

四條畷市交野市清掃施設組合
管理者 四條畷市長 錢谷 翔 様

住所（所在地）
氏名又は名称
代表者氏名

印